

報道関係各位

2016年7月13日
セイコーエプソン株式会社

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」を取得 －女性活躍推進に関する状況が優良な企業として認定－



セイコーエプソン株式会社（社長：碓井 稔 以下 エプソン）は、厚生労働大臣が認定している「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業として認定される「えるぼし」を7月11日付で取得しました。

今回の「えるぼし」と、4月に認定された次世代育成支援対策推進法に基づく子育て支援の「プラチナくるみん」と併せての認定は、長野県内で初めてとなります。

「えるぼし」は、厚生労働省が女性活躍推進法に基づき、2016年2月29日に制定した認定マークで、3段階の認定制度に合わせて3種類が設けられており、エプソンはこの度、3段階目^{※1}の「えるぼし」の認定を受けました。

（参考） セイコーエプソン 女性活躍推進法・次世代法行動計画

http://www.epson.jp/SR/our_people/pdf/diversity.pdf

エプソンは、行動計画に下記の目標を制定しています。

- ① 新卒採用者に占める女性の割合を25%にする。
- ② 若手～中堅層の女性社員の定着をはかる。
- ③ キャリア志向を選択した女性社員に対し、研修等の場を提供しキャリア形成の支援をする。
- ④ 時間に制約のある育児期の女性社員を支援する。

休暇制度の拡充やベビーシッター費用全額補助など、働きやすい職場環境作りを進めたことで、育児と仕事を両立して長く働き続ける環境、福利・厚生が整いました。今後は、上記の目標を達成すべく、より多くの女性社員が指導的立場で活躍できるよう取り組んでいきます。

※1：女性活躍推進法に基づく認定制度では、3段階の認定があり、5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表している場合に3段階目の認定を受けることができます。

以上